

大規模小売店舗立地法に基づく出店計画書に対する意見・指導事項

【鹿沼市】

<店舗の名称／アクロスプラザ鹿沼>

鹿沼市	部署	指導事項等	対応策
	総合政策部	・意見なし	
	行政経営部	・意見なし	
	市民部 生活課交通政策係 担当：田村 TEL：0289-63-2122 FAX：0289-60-1001	・近隣に関東自動車(株)鹿沼営業所があり、また、民間路線及びコミュニティバスの運行を行っている。また、国道293号は交通量も多いため、交通安全対策に万全を期していただきたい。	・交通安全対策に努めます。
	保健福祉部	意見なし	
	こども未来部	意見なし	
	経済部 産業振興課商工振興係 担当：佐藤 TEL：0289-63-2182 FAX：0289-63-2189	・店舗運営にあたり、地元での雇用の確保に努めていただきたい。 ・青果・水産物を取り扱う場合には、仕入れ先として鹿沼市公設卸売市場の活用を検討いただきたい。 ・店舗施設、運営方法等について、周辺住民等からの苦情、問い合わせ等があった場合は、誠意をもって対応していただきたい。	・可能な限り地元での雇用の確保に努めます。 ・青果・水産物を取り扱う場合には、仕入れ先として鹿沼市公設卸売市場の活用を検討いたします。 ・店舗施設、運営方法等について、周辺住民等からの苦情、問い合わせ等があった場合は、誠意をもって対応いたします。
	環境部 環境課環境保全係 担当：川田 TEL：0289-65-1064 FAX：0289-65-5766	・騒音・振動・悪臭や照明光等で苦情があった場合は、遮音壁等の設置も視野に対策を苦情者と協議していただきたい。	・騒音・振動・悪臭や照明光等で苦情があった場合は、対策を講じます。
	環境部 資源循環課資源循環推進係 担当：庭野 TEL：0289-64-3241 FAX：0289-65-5766	・建設予定地周辺に既存のごみステーションがあり、撤去・移動等される場合は、各ステーション管理者、利用者、周辺住民への説明及び市との事前協議をすること。 ・事業活動に伴う一般廃棄物及び一部産業廃棄物を直接クリーンセンターに搬入する場合「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」を順守すること。	・計画地周辺の既存ごみステーションを撤去・移動等する場合は、各ステーション管理者、利用者、周辺住民への説明及び市との事前協議いたします。 ・事業活動に伴う一般廃棄物及び一部産業廃棄物を直接クリーンセンターに搬入する場合は「鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「同施行規則」を順守いたします。
	都市建設部 建築指導課建築審査係 担当：石川 TEL：0289-63-2430 FAX：0289-63-2274	・A棟及びB棟について、建築着工の30日前までに、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第16条に基づく届出を提出されるよう留意されたい。	・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例第16条に基づく届出を提出しております。 A棟届出日：2024年8月28日 B棟届出日：2024年9月4日

<p>上下水道部 下水道課下水道整備係 担当：小林 TEL：0289-65-3607 TEL：0289-65-0246</p>	<p>・公共下水道に接続する場合は、下水道整備係と協議が必要であることに留意されたい。</p>	<p>・協議済み。 協議日：2024年6月14日 担当者：下水道整備係 井上様</p>
<p>教育委員会事務局 文化課文化財係 担当：川上 TEL：0289-62-1172 FAX：0289-65-6742</p>	<p>・当該区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地は所在していないため事業に支障はないが、工事中新たに遺跡と思われるものを発見した場合には、速やかに教育委員会まで届出し協議すること。</p>	<p>・工事中新たに遺跡と思われるものを発見した場合には、速やかに教育委員会まで届出し協議いたします。</p>
<p>消防本部 予防課指導保安係 担当：岡部、川田 TEL：0289-63-1154 FAX：0289-63-5520</p>	<p>・危険物を貯蔵及び取扱う場合は、消防法令に適合させ、届出または許可申請をすること。 ・建物を建築する場合、消防法に基づく消防設備等を設置し、設置する前にあらかじめその旨を消防長に届け出ること。 ・その他、消防法令等に適合させ、維持管理に努めること。</p>	<p>・危険物を貯蔵及び取扱う場合は、消防法令に適合させ、届出または許可申請します。 ・建物を建築する場合、消防法に基づく消防設備等を設置し、設置する前にあらかじめその旨を消防長に届け出ます。 ・その他、消防法令等に適合し、維持管理に努めます。</p>
<p>消防本部 警防救急課警防係 担当：古橋、齋藤 TEL：0289-63-1146 FAX：0289-63-5510</p>	<p>・建物を設置する場合、開発行為に伴う消防水利の設置に関する協議が必要であることを留意されたい。</p>	<p>協議日：2024年7月30日 担当者：警防救急課警防係 ご担当者様 →開発行為に該当しないため、協議が必要でないことを確認</p>

大規模小売店舗立地法に基づく出店計画書に対する意見・指導事項

【栃木県】

<店舗の名称/アクロスプラザ鹿沼>

栃木県	所管課室等	指導事項等	対応策
	地域振興課 担当：中島 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	<ul style="list-style-type: none"> 国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、鹿沼市都市計画課に確認してください。 	鹿沼市都市計画課と現在協議中です。
	県民協働推進課 担当：菊地 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	<ul style="list-style-type: none"> 意見無し 	-
	環境保全課 担当：前田 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	<ul style="list-style-type: none"> 出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要) 3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県西環境森林事務所環境対策課(0288-23-1000)と協議してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出済み 届出日：2024年8月26日
	資源循環推進課 担当：高久 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取 	<ul style="list-style-type: none"> 栃木県廃棄物処理計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります。 栃木県食品ロス削減推進計画の趣旨を理解の上、食品ロスの削減に積極的に取り組んでまいります。

	組について、御協力くださいますようお願いいたします。	
交通政策課 担当：湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・店舗オープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係課と協議を行い、必要な対応を実施致します。
道路整備課 担当：栗田 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	当該地は都市計画道路3・5・202号例幣使通りが都市計画決定されていますので、道路拡幅の予定について、鹿沼土木事務所と協議してください。	協議済み。該当無しであることを確認済み。 協議日：2023年12月27日 担当者名：都市建設部 都市計画課 都市計画係 竹澤様
道路保全課 担当：相馬 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、鹿沼土木事務所と協議願います。	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の申請を行います。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しません。
上下水道課 担当：大木 TEL:028-623-2507	汚水処理計画及び雨水処理計画について、鹿沼市担当課と協議してください。(回答不要)	-
都市政策課 担当：越雲 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595	<景観づくり担当> ・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出の要否について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 (協議先：鹿沼市都市計画課 0289-63-2209) <開発指導担当> ・都市計画法第29条の開発許可の要否について、鹿沼市都市計画課と協議してください。 (協議先：鹿沼市都市計画課 0289-63-2215) <計画担当> ・当該地は都市計画道路3・5・202号例幣使通りが都市計画決定されていますので、都市計画法第53条に基	<景観づくり担当> ・鹿沼市景観計画に基づく行為の届出の要否について、鹿沼市都市計画課と協議します。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、鹿沼市都市計画課と協議します。 <開発指導担当> ・都市計画法第29条の開発許可の要否について、鹿沼市都市計画課と協議します。 <計画担当> ・当該地は都市計画道路3・5・202号例幣使通りが都市計画決定されていますので、都市計画法第

	<p>づく建築の許可について鹿沼市都市計画課と協議してください。 (協議先：鹿沼市都市計画課 TEL0289-63-2209)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、鹿沼市都市計画課（駐車場法担当）に確認してください。 （協議先：鹿沼市都市計画課 TEL0289-63-2209） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 <p><盛土安全推進班> 現在、県では、令和 7 年 4 月 1 日に宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の規制区域を指定できるよう準備を行っております。規制区域指定後においては、規制区域内で一定規模の盛土等を行う場合には許可等が必要となることに加え、規制区域指定時に当該計画に係る工事を継続している場合でも、届出が必要になることがあります。そのため、令和 7 年 4 月 1 日以降に工事に着手する場合又は、令和 7 年 4 月 1 日時点で工事を継続している計画である場合には、盛土規制法の規制の適用を受けることがありますので、詳細な図面や工程表をもとに、相談願います。</p> <p>なお、規制区域の内外を確認したい場合については、現在、県のホームページにて規制区域の案（現段階での案であり、確定したものではありません。）を公表しておりますので、そちらを御確認ください。 （相談先：都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）</p>	<p>53 条に基づく建築の許可について鹿沼市都市計画課と協議します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿沼市都市計画課（駐車場法担当）に確認済みです。 ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じます。 <p><盛土安全推進班> 令和 7 年 4 月 1 日以降に工事に着手する場合又は、令和 7 年 4 月 1 日時点で工事を継続している計画である場合は相談します。</p>
<p>都市整備課 担当：鈴木 TEL：028-623-2507 FAX：028-623-2477</p>	<p>指導事項等特にありません。</p>	<p>-</p>

<p>建築課 担当：山下 TEL:028-623-2514 FAX:028-623-2489</p>	<p>建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、鹿沼市建築指導課（TEL：0289-63-2242）と協議願います。</p> <p>なお、協議日付、協議先、担当者等の協議結果について、栃木県県土整備部建築課建築指導班（メール：sidohan@pref.tochigi.lg.jp）まで報告願います。</p>	<p>各法令について協議済み 届出日:2024年9月17日 担当者名:建築課 ご担当者様</p>
<p>警察本部交通規制課 担当：金子・鈴木 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月10日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議いたします。
<p>経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指示事項等なし 	<p>-</p>